

今月の相談事例（11月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

先日、65歳以上の人も雇用保険の対象になると聞いたのですが、本当ですか？
65歳以上の従業員が何人かいるのですが、雇用保険料はどうなりますか？

【アドバイス】

雇用保険については、平成28年12月末までは高年齢計測被保険者（65歳になる前に雇用されていて、65歳以上でも引き続き雇用されている被保険者）以外適用除外ですが、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。平成29年1月1日以降、下記の対応が必要となります。

■65歳以上の従業員への雇用保険適用のパターン■

1. 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある労働者の場合は、雇入れ日から適用対象となる。⇒**資格取得が必要。**
2. 平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
平成29年1月1日時点で1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある労働者の場合は、平成29年1月1日より適用対象となる。⇒**資格取得が必要。**
3. 平成29年1月1日以降も雇っていたが、適用手続きをする前に退職してしまった場合
平成28年12月末までに退職をした場合は手続き不要だが、平成29年1月1日以降に退職をした場合は、1月1日～退職日までは雇用保険の被保険者となるため、資格取得と資格喪失両方の手続きが必要となる。⇒**資格取得と資格喪失が必要。**
4. 高年齢継続被保険者（65歳になる前に雇用されていて、65歳以上でも引き続き雇用されている被保険者）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
自動的に高年齢継続被保険者から高年齢被保険者へと区分が変更される。⇒**届け出は不要。**

■65歳以上の被保険者の雇用保険料について■

保険料の徴収は平成31年度（平成32年3月31日）までは免除となります。

■65歳以上の被保険者の各種給付金について■

平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も次の給付金の対象となります。

1. 高年齢求職者給付金
平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）される。
2. 育児休業給付金、介護休業給付金
平成29年1月1日以降に育児休業や介護休業を新たに開始する場合、要件を満たせば支給対象になる。
3. 教育訓練給付金
平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者として離職費の翌日から教育訓練までの期間が1年以内の者も要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となる。

■高年齢者に係る助成金について■

1. 65歳超雇用推進助成金
65歳以上への定年の引き上げや定年の定め廃止をした場合に助成される。支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が一人以上いる事等、一定の要件がある。
2. 特定求職者雇用開発助成金
雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主にたいして助成される。1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る等一定の要件がある。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）